

糸田町コミュニティ助成事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 糸田町コミュニティ助成事業事務取扱要綱（以下「本要綱」という。）は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が制定したコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施する助成事業（以下「助成事業」という。）に係る町からセンターへの申請その他の事務を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、その事業に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付し、糸田町補助金交付規則（平成18年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(事業の周知)

第2条 町長は、助成事業の申請を希望するコミュニティ組織等（以下「コミュニティ」という。）を広く町内から募集するため、広報紙、ホームページ等を利用して、助成事業の周知を図るものとする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、町内に活動拠点等を有し、助成事業を適切に実施できると町が認めるコミュニティとする。

(助成申請)

第4条 助成事業の申請を希望するコミュニティは、コミュニティ助成申請希望書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、町長が別に定める募集期間内に提出しなければならない。

(抽選会)

第5条 町長は、2つ以上のコミュニティから申請があった場合は、抽選会を開き、抽選により優先順位を決定するものとする。

(結果通知)

第6条 町長は、第4条の申請の結果について、コミュニティ助成希望結果通知書（様式第2号）により、優先順位を付して当該コミュニティに通知するものとする。

(助成の決定)

第7条 町長は、センターから助成決定又は助成対象とならなかった旨の通知を受けた場合には、速やかに当該コミュニティに対し、コミュニティ助成事業申請結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成の制限)

第8条 助成の決定を受けたコミュニティは、次年度以降10年間は、実施要綱に規定する事業のうち同種事業について、助成申請は行えないものとする。

(助成金交付の時期)

第9条 助成金は、規則第18条の規定により交付するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 助成の決定を受けたコミュニティは、当該助成事業の内容に変更が生じた場合は、直ちにコミュニティ助成事業変更申請希望書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(変更申請結果)

第11条 町長は、センターから助成事業についての変更申請結果通知を受けた場合は、速やかに当該コミュニティに対し、コミュニティ助成事業変更申請結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告書)

第12条 助成の決定を受けたコミュニティは、当該事業が完了した場合は、直ちにコミュニティ助成事業実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(庶務)

第13条 本要綱に関する事務及び抽選会の庶務は、地域振興課において処理するものとする。

附 則

本要綱は、公布の日から施行する。

本要綱は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。